

雇児発0607第2号
平成25年6月7日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正について

標記については、平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 8 9 号 平成12年5月1日</p> <p>【一部改正】平成13年3月30日雇 児 発 第 1 9 1 号 【一部改正】平成17年3月31日雇児発第0331005号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403003号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627004号 【一部改正】平成23年3月30日雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号 【一部改正】平成24年3月29日雇 児 発 0 3 2 9 第 8 号 <u>【一部改正】平成25年6月7日雇 児 発 0 6 0 7 第 2 号</u></p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設の設置運営について</p> <p>児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 8 9 号 平成12年5月1日</p> <p>【一部改正】平成13年3月30日雇 児 発 第 1 9 1 号 【一部改正】平成17年3月31日雇児発第0331005号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403003号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627004号 【一部改正】平成23年3月30日雇 児 発 0 3 3 0 第 3 号 【一部改正】平成24年3月29日雇 児 発 0 3 2 9 第 8 号</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設の設置運営について</p> <p>児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいただいているところであるが、地域の中の住宅地などに新たな小規模な施設を設置し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で生活体験を積むことにより、入所している子どもの社会的自立が促進されるよう、別紙の通り「地域小規模児童養護施設設置運営要綱」を定め、平成12年10月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。</p>

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 職員 (1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと (2) その他の職員(非常勤可)を置くこと。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経費 地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)によるものとする。</p> <p>9. (略)</p> <p>別紙様式1～2(略)</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">地域小規模児童養護施設設置運営要綱</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 職員 (1) 地域小規模児童養護施設専任の職員として児童指導員又は保育士を2人置くこと (2) <u>必要に応じ</u>、その他の職員(非常勤可)を置くこと。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 経費 地域小規模児童養護施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)に<u>基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。</u></p> <p>9. (略)</p> <p>別紙様式1～2(略)</p>